

広島県告示第三百九十五号

令和八年度における広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）別表第二備考に規定する知事が別に定める日は次のとおりとし、令和八年四月一日から施行する。

なお、令和七年広島県告示第三百六十三号（広島県港湾施設管理条例別表第二備考に規定する知事が別に定める日）は、令和八年三月三十一日限り、廃止する。

令和八年三月三十日

広島県知事 横 田 美 香

令和八年四月一日から同月三日まで、同月二十七日、同月二十八日、同月三十日、同年五月一日、同月七日、同月八日、同年八月十日、同月十二日から同月十四日まで、同月十七日から同月二十一日まで、同年十月十九日、同月二十六日、同年十一月二日、同月九日、同月十六日から同月二十日まで、同月二十四日から同月二十七日まで及び同年十二月二十八日から同月三十一日まで並びに令和九年二月十二日、同月二十二日、同年三月二十三日から同月二十六日まで及び同月二十九日から同月三十一日まで